鹿児島県公報

令和２年11月13日（金）第158号の３

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

規　　則

○鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（※）
（中小企業支援課取扱い）１

告　　示

○保安林の指定の解除　（森づくり推進課取扱い）２
○救急病院等の認定　（保健医療福祉課取扱い）２
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（２件）　（障害福祉課取扱い）２
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（３件）　（障害福祉課取扱い）３
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止　（高齢者生き生き推進課取扱い）４
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定　（高齢者生き生き推進課取扱い）４
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い）４
○県営土地改良事業の計画の変更　（農地整備課取扱い）５
○公共測量の実施（２件）　（監理課取扱い）５
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定　（大隅地域振興局取扱い）５

公　　告

○落札者等の公告　（管財課取扱い）６
○一般競争入札公告　（県立市来農芸高等学校取扱い）６
○落札者等の公告（２件）　（会計課取扱い）９

教　育　委　員　会　規　則

○鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（※）　（義務教育課取扱い）10

公　安　委　員　会　公　告

○警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告　（生活安全企画課取扱い）10

正　　誤

○鹿児島県公報第148号の２（令和２年10月９日付け）の一部訂正
（監査委員事務局取扱い）12

規　　則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県規則第53号

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則（平成16年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「20人以下」を「20人」に，「常時使用する従業員の数が５人以下）」

を「５人）以下」に改め，同条第２項各号列記以外の部分中「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に改め，同項第１号チ中「第９条第２項」を「第15条第２項」に改める。

第７条第２号中「年利0.45パーセント」を「年利0.35パーセント」に改める。

第21条第１項第３号中「第８条第１項」を「第14条第１項」に，「第10条第１項」を「第16条第１項」に改める。

別表１の項中「第８条第１項」を「第14条第１項」に改め，同表１の２の項中「第10条第１項」を「第16条第１項」に改める。

附　則

１　この規則は，公布の日から施行する。

２　改正後の鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則第７条の規定は，令和２年４月１日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し，同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては，なお従前の例による。

告　　示

鹿児島県告示第990号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　解除に係る保安林の所在場所

南九州市川辺町野崎字中野西8296番７・8298番１・8301番（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第991号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　病院の名称及び所在地

病　院　の　名　称	所　　在　　地
国分生協病院	霧島市国分中央三丁目38番14号

２　認定の有効期限

令和５年10月31日

鹿児島県告示第992号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

病　院　又　は　診　療　所		指定年月日	自立支援医療の種類
名　　称	所　在　地		
国民健康保険宇検診療所	大島郡宇検村湯湾37	令和２年６月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第993号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ひまわり薬局城西店	鹿児島市原良一丁目７番14号	令和２年６月１日	精神通院医療
市役所前マリンバ薬局	鹿児島市山下町９番25号	令和２年６月１日	精神通院医療
伊集院調剤薬局	日置市伊集院町徳重二丁目７番地１ハイツ中原102号	令和２年６月１日	精神通院医療
あおい薬局	薩摩川内市中郷三丁目62番地	令和２年６月１日	精神通院医療
さすえ薬局	出水郡長島町指江87番地９	令和２年６月１日	精神通院医療
白男川薬局加治木店	姶良市加治木町反土1402番地２	令和２年６月１日	精神通院医療
シダマ薬局久里店	奄美市名瀬久里町２－19竹山ビルＢ棟102号	令和２年６月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第994号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
清水内科	霧島市国分清水一丁目22－26	令和２年６月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第995号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

薬局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
ドルフィン薬局	鹿児島市金生町６番９号３Ｆ	令和２年６月１日	精神通院医療
スマイル薬局宇宿店	鹿児島市宇宿九丁目６番５号	令和２年６月１日	精神通院医療
さくらつばめ薬局	鹿児島市上荒田町２－５エクシード中洲１階	令和２年６月１日	精神通院医療
さわやか薬局	姶良市平松2841番１	令和２年６月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第996号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

60条第１項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事　業　所		更新年月日	自立支援医療の種類
名　　称	主たる事務所の所在地	名　　称	所 在 地		
合同会社みすづ	薩摩川内市中郷町4805番地１	訪問看護ステーションみすづ	薩摩川内市中郷町4805番地１	令和２年６月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第997号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

事　業　所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名　　称	所 在 地	名　　称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
奄美市社協住用訪問介護事業所	奄美市住用町西仲間65番地	社会福祉法人奄美市社会福祉協議会	奄美市名瀬長浜町５番６号	福山　敏裕	令和２年９月30日	訪問介護
奄美市社協笠利訪問介護事業所	奄美市笠利町万屋1255番地１	社会福祉法人奄美市社会福祉協議会	奄美市名瀬長浜町５番６号	福山　敏裕	令和２年９月30日	訪問介護
デイサービス屋久の杜	熊毛郡屋久島町一湊2101番地	社会福祉法人愛心会	鹿児島市下福元町狩集9057番地	義山　正浩	令和２年９月30日	通所介護
あたご訪問介護ステーション	出水市上鯖渕2215番地	株式会社あたご会	出水市上鯖渕2215番地	中川　亙	令和２年10月26日	訪問介護

鹿児島県告示第998号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

事　業　所		申　請　者			指定年月日	サービスの種類
名　　称	所 在 地	名　　称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション大海	薩摩川内市宮崎町2996番地１	医療法人大海クリニック	薩摩川内市中郷三丁目65	大西　浩之	令和２年10月１日	訪問介護
かごしま屋ケアサービス	曽於郡大崎町假宿1088－１	株式会社かごしま屋	曽於郡大崎町假宿1088－１	嶽野　勝郎	令和２年10月１日	福祉用具貸与
かごしま屋ケアサービス	曽於郡大崎町假宿1088－１	株式会社かごしま屋	曽於郡大崎町假宿1088－１	嶽野　勝郎	令和２年10月１日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第999号

介護保険法（平成９年法律第123号）第53条第１項本文の規定により，次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
かごしま屋ケアサービス	曽於郡大崎町假宿1088－１	株式会社かごしま屋	曽於郡大崎町假宿1088－１	嶽野　勝郎	令和２年10月１日	介護予防福祉用具貸与
かごしま屋ケアサービス	曽於郡大崎町假宿1088－１	株式会社かごしま屋	曽於郡大崎町假宿1088－１	嶽野　勝郎	令和２年10月１日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第1000号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（農業用河川工作物応急対策）（旧:県営農業用河川工作物応急対策）（農業用用排水施設整備）徳永地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　縦覧書類の名称
　変更後の土地改良事業計画書の写し
２　縦覧期間
　令和２年11月16日から同年12月14日まで
３　縦覧場所
　姶良市役所耕地課

鹿児島県告示第1001号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により，鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　作業の種類　公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）
２　作業の期間　令和２年10月14日から令和３年３月31日まで
３　作業の地域　鹿児島市全域

鹿児島県告示第1002号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により，国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　作業の種類　公共測量（航空レーザ測量，空中写真測量及び数値地形図修正）
２　作業の期間　令和２年11月２日から令和３年２月26日まで
３　作業の地域　薩摩川内市及びさつま町

大隅地域振興局告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和２年11月13日

大隅地域振興局長　　松薗英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひふみよベースファーム大崎	曽於郡大崎町菱田948番地２	株式会社ひふみよベースファーム	鹿児島市荒田一丁目19番19号２階	諸木　大地	令和２年11月１日	就労継続支援Ｂ型

公　　告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和２年11月13日

鹿児島県知事　　塩田康一

1　落札に係る物品等の名称及び数量
　空港用化学消防車　２台
2　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　鹿児島県出納局管財課調達係
　鹿児島市鴨池新町10番１号
3　落札者を決定した日
　令和２年10月５日
4　落札者の氏名及び住所
　帝國繊維株式会社
　東京都中央区日本橋二丁目５番１号
5　落札金額
　301,400,000円
6　特定調達契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　一般競争入札の公告を行った日
　令和２年８月25日

……

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により，物品等の購入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和２年11月13日

鹿児島県立市来農芸高等学校長　　倉岡八郎

1　入札に付する事項
⑴　購入をする物品等の名称及び数量
　農業用ドローン　10式
⑵　購入をする物品等の特質等
　入札説明書による。
⑶　納入期限
　入札説明書による。
⑷　納入場所
　入札説明書による。
2　入札に参加する者に必要な資格
　次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
⑴　物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第３条第３項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

⑵　入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第２条第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等

入札に参加しようとする者で２の⑴に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。

⑴　申請の方法

資格審査要綱第２条第２項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

⑵　申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577
電話番号　099－286－3826
ファックス番号　099－286－5643

⑶　申請書類の受付期間

令和２年11月13日から同月20日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

４　入札の方法等

⑴　入札書の記載

落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札書の提出場所

鹿児島県立市来農芸高等学校事務室
いちき串木野市湊町160番地　郵便番号　899－2101

⑶　入札書の提出方法

⑵の提出場所に持参し，又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は，配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

⑷　入札書の提出期限

令和２年12月24日午後４時30分（郵便又は信書便により送付する場合は，同期限までに必着のこと。）

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時　令和２年12月25日午前10時
イ　場所　鹿児島県立市来農芸高等学校会議室

⑹　入札説明書

ア　入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は，入札説明書による。
イ　入札説明書の交付場所及び交付期限
⑵及び⑷に同じ。

５　契約条項を示す場所及び期限

４の⑵及び⑷に同じ。

６　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

７　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積もる契約金額の100分の５以上の金額を，入札説明書に定める方法により，入札書の提出期限までに納付すること。ただし，次のア又はイのいずれかに該当するときは，入札保証金の納付が免除される。

なお，入札保証金は，入札終了後還付する。ただし，落札者には，契約締結後還付する。

ア　入札に参加しようとする者が，入札保証金以上の金額につき，保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し，当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　入札に参加しようとする者が，過去２箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を２回以上にわたって締結し，かつ，これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において，契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

⑵　契約保証金

契約担当者が指定する日時までに，契約金額の100分の10以上の金額を，入札説明書に定める方法により納付すること。ただし，次のア又はイのいずれかに該当するときは，契約保証金の納付が免除される。

なお，契約保証金は，契約履行後還付する。

ア　契約の相手方が，契約保証金以上の金額につき，保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し，当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ　契約の相手方が，過去２箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を２回以上にわたって締結し，かつ，これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

８　入札の無効

次の⑴から⑻までのいずれかに該当する入札は，無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　２以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

⑶　入札金額が加除訂正されている入札書による入札

⑷　入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

⑸　記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

⑹　民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

⑺　入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

⑻　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

９　落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10　最低制限価格

設定しない。

11　契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から５日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立市来農芸高等学校事務室

いちき串木野市湊町160番地　郵便番号　899－2101

電話番号　0996－36－2341

ファックス番号　0996－36－5035

13　その他
　この調達は，世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
14　SUMMARY
⑴　NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
　Aguricultural Drone：10Units
⑵　DELIVERY PERIOD:
　Specified in the bid explanation form
⑶　DELIVERY PLACE:
　Specified in the bid explanation form
⑷　TIME LIMIT FOR TENDER:
　4:30 p.m. 24 December 2020
⑸　CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
　Kagoshima Prefectural Ichiki Agricultural & Horticultural High School
　160 Minato-machi,Ichikikushikino City,Kagoshima Prefecture 899－2101 Japan
　TEL 0996－36－2341
　FAX 0996－36－5035

……

　落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
　令和２年11月13日

鹿児島県警察本部長　　鈴木敏夫

１　落札に係る物品等の名称及び数量
　指掌紋情報管理システム装置の賃貸借　一式
２　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　鹿児島県警察本部会計課調度係
　鹿児島市鴨池新町10番１号
３　落札者を決定した日
　令和２年９月15日
４　落札者の氏名及び住所
　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社九州支店
　福岡市博多区御供所町１番１号
５　落札金額
　374,774,400円
６　特定調達契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　一般競争入札の公告を行った日
　令和２年７月７日

……

　落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
　令和２年11月13日

鹿児島県警察本部長　　鈴木敏夫

１　落札に係る物品等の名称及び数量
　一般業務用ノートパソコンの賃貸借　505台
２　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　鹿児島県警察本部会計課調度係
　鹿児島市鴨池新町10番１号
３　落札者を決定した日
　令和２年９月16日
４　落札者の氏名及び住所

株式会社ＪＥＣＣ
東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
5　落札金額
88,110,000円
6　特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7　一般競争入札の公告を行った日
令和２年７月７日

教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和２年11月13日

鹿児島県教育委員会教育長　　東條広光

鹿児島県教育委員会規則第12号

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立特別支援学校学則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第６号様式中「

	性別	

」を

「

」に改める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「講習規則」という。）第６条の規定に基づく法第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和２年11月13日

鹿児島県公安委員会委員長　　増田吉彦

1　講習に係る警備業務の区分
法第２条第１項第４号に規定する警備業務
2　講習の種別及び実施期間
⑴　新規取得講習
令和３年１月11日（月）から同月15日（金）まで（講習時間は，午前８時30分から午後５時まで）
⑵　追加取得講習
令和３年１月14日（木）及び同月15日（金）（講習時間は，午前８時30分から午後５時まで）
3　講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル３階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
4　受講対象者
⑴　新規取得講習

受講申込日において，最近５年間に当該警備業務の区分（以下「４号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

⑵　追加取得講習

受講申込日において，４号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で，最近５年間に４号の警備業務に従事した期間が通算して３年以上であるもの

５　受講定員（原則として受付先着順とする。）

⑴　新規取得講習

５人（ただし，追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合，その人数を受け付ける。）

⑵　追加取得講習

５人（ただし，新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合，その人数を受け付ける。）

６　受講申込みの受付等

⑴　受付の期間及び時間帯

ア　期間

令和２年11月30日（月）から同年12月４日（金）まで

イ　時間帯

午前８時30分から午後５時まで

⑵　受付場所

ア　県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ　県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

⑶　提出書類

ア　講習規則別記様式第１号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前６か月以内に撮影した無帽，無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル，横の長さ3.6センチメートル）１枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。）　１通

イ　４号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面　１通

ウ　履歴書　１通

エ　追加取得講習受講者にあっては，４号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し　１通

⑷　申込方法

受講者本人が⑵の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

⑸　講習手数料

講習手数料は，講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお，受講申込書を受け付けた後は，講習手数料は返還しない。

ア　新規取得講習

34,000円

イ　追加取得講習

10,000円

７　その他

⑴　本講習は，一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

⑵　講習においては，修了考査を実施し，当該修了考査に合格した者に対して，４号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

⑶　受講に当たっては，筆記用具を持参すること。

８　講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

⑴　鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
　　電話番号　099－206－0110（内線3032・3033）

⑵　一般社団法人鹿児島県警備業協会
　　電話番号　099－224－4490

正　　誤

令和２年10月９日付け鹿児島県公報第148号の２中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
４	上から８行目	増加（収入歩合は低下）し，	減少（収入歩合は低下）しているが，依然として